

防犯カメラ臨時設置運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、江田島市が防犯上必要とする場所に臨時的に設置する防犯カメラの利用に関し、留意すべき事項を定め、その適切な運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、犯罪及び犯罪と思われる事案が発生した場所に、再発防止及び市民の安心確保を目的として臨時的に設置するものとする。

3 設置概要等

(1) 設置要件

現に特定の犯罪が発生し、継続して発生するおそれのある地域などで、警察署の意見を聞いて犯罪の抑止を目的として設置の必要があると認めた場合

(2) 設置場所

犯罪抑止の効果が認められ、所有者又は管理者の同意が得られる場所であること。

(3) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見えやすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するとともに、表示板には、江田島市と明示するものとする。

(4) 設置期間

対象一事案に対し、設置した日から最大1か月以内とする。ただし、引き続き設置する必要があると判断した場合には、さらに10日の延長をすることができる。

(5) 設置の許可

防犯カメラの設置に当たっては、設置場所の所有者及び管理者の許可を得ること。

(6) 設置要望者の協力義務

設置要望者は、設置に係る場所の提供及び電気料金等の維持管理に関する費用をすべて負担しなければならない。

(7) 設置及び利用の制限

防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるととも

に、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置場所及び撮影範囲を必要最小限にとどめるものとする。

4 設置の申請

- (1) 防犯カメラの設置要望者は、防犯カメラ臨時設置申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、設置の申請があった場合は、慎重に審査し、適当と認めるときは、防犯カメラ臨時設置通知書（様式第2号）を交付する。

5 管理体制

- (1) 設置者は、市長とする。
- (2) 防犯カメラの適切な管理を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (3) 管理責任者には、危機管理課長をもって充てる。
- (4) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - ア 防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい又は不正使用の防止のために必要な措置に関すること。
 - イ 防犯カメラの設置及び利用に関する苦情並びに問い合わせに関すること。
 - ウ その他防犯カメラの画像の適正な取扱いに関すること。
- (5) 防犯カメラ及び記録装置の機器の操作並びに画像データの確認については、設置者及び管理責任者以外の者による取扱いを禁止する。

6 秘密の保持

防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

7 画像の利用及び提供の制限

- (1) 防犯カメラの画像を設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、当該捜査機関が画像の提出を求めたときは、文書によるものとする。
 - ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
- (2) 防犯カメラの画像の提供を行う場合は、当該提供の要請者からの身分証

明等の提出を求めて確認を行うとともに、提供の必要性を検討するものとし、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録すること。

(3) 画像の適正管理

防犯カメラの画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（SDカード、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、第1号に定める場合を除き、外部に持ち出してはならない。

ウ 画像の保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、最大1か月以内の必要最小限度の期間とする。

エ 保存期間を経過した画像は、直ちに消去するものとする。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去した上で廃棄するものとする。

8 苦情等の処理

設置要望者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情又は問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

9 その他

(1) 防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び江田島市個人情報保護条例（平成17年江田島市条例第8号）の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

(2) この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し必要な事項は、設置者がこれを定める。

附 則

この要領は、平成26年 7月23日から施行する。